

福岡県公報

平成21年8月28日
第3009号

目次

告示(第1341号 - 第1347号)

| | | | |
|-----------------------------------|-------------|-------|---|
| 解除予定保安林の所在場所等 | (森林保全課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | | 2 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | | 3 |
| 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | | 3 |
| 公 告 | | | |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (会計管理局会計課) | | 3 |
| 貸金業者の登録の取消し | (中小企業経営金融課) | | 4 |
| 正 誤 | | | |
| 災害救助法による救助の開始(平成21年8月福岡県告示第1275号) | | | |
| 中正誤 | | | 4 |

告 示

福岡県告示第1341号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字栗崎3993の1から3993の5まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

福岡県告示第1342号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字常松283番1及び283番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市大字常松339番地6
社会福祉法人さくら会 理事長 西村 節子

福岡県告示第1343号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ねこんで牧場
 - (2) 代表者の氏名

堀本 謙二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区田村5丁目26番9-2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及び身体障害者に対して、安心して働ける就労の場と安心して住める居住の場の提供により、雇用の機会拡充と福祉の増進に寄与するとともに、休耕田畑等の有効活用により、農地の荒廃を防ぎ環境の保全を図ること及びこれらの人々と一般を対象に動物を介した癒しの場を提供することを目的とする。

福岡県告示第1344号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字井尻2752番1から2752番6まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市門槌町11番17号

株式会社ニッコウグリーン 代表取締役 野田 雅巳

福岡県告示第1345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻生 渡

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|-------------------------------|----------------------|--------|--------|
| 粕介329 | おがわクリニック 消化器内科・外科 ・肛門外科 | 糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29-5 | 21・5・1 | 居管・予居管 |
| 春介歯73 | わかば総合歯科クリニック | 春日市昇町7丁目58 | 21・8・1 | 居管・予居管 |
| 福岡介薬25 | そうごう薬局今光店 | 筑紫郡那珂川町今光3丁目30 | 21・8・1 | 居管・予居管 |
| 大川介薬21 | 東町調剤薬局 | 大川市大字榎津246-6 | 21・7・1 | 居管 |
| 田居154 | デイサービスセンター後藤寺サクラ | 田川市丸山町1-4 | 21・7・1 | 通介 |
| 朝倉居42 | きらく荘グループホーム | 朝倉市城859 | 21・6・1 | 認共・予認共 |
| 大野居46 | デイサービスセンターヒーリングハウス水城 | 大野城市下大利4丁目7-15 | 21・8・1 | 通介・予通介 |
| 大野居47 | ヘルパーステーションヒーリング | 大野城市下大利4丁目7-15 | 21・8・1 | 訪介・予訪介 |
| 大野支6 | ケアプランセンターヒーリング | 大野城市下大利4丁目7-15 | 21・8・1 | 居支・予支援 |
| 粕居82 | 青洲会セシリアデイサービスセンター | 糟屋郡粕屋町大字長者原591-1 | 21・8・1 | 通介・予通介 |
| 嘉居32 | みつばヘルパーサービス | 嘉穂郡桂川町大字土師28-420 | 21・8・1 | 訪介・予訪介 |
| 糸島居6 | グループホーム可也桜の里 | 糸島郡志摩町大字師吉901-3 | 21・7・1 | 認共・予認共 |
| 女居47 | 和みヘルパーステーション | 八女郡広川町大字新代1150-5-302 | 21・1・1 | 訪介・予訪介 |
| 田川居17 | NPO訪問介護うさぎ | 田川郡香春町大字香春1266-2 | 21・8・1 | 訪介・予訪介 |
| 田川居56 | デイサービスコスモピア公和苑 | 田川郡香春町大字中津原百畝1113-1 | 21・8・1 | 通介・予通介 |

| | | | | |
|-------|----------------|-------------------|--------|--------|
| 田川居42 | 安里ヘルパーステーション | 田川郡川崎町大字池尻531 - 1 | 21・8・1 | 訪介・予訪介 |
| 大居186 | 小規模多機能ホームゆうもあ | 大牟田市諏訪町3丁目60 | 21・8・1 | 小居・予小居 |
| 飯居246 | 介護付有料老人ホーム太陽の郷 | 飯塚市鯉田古堤516 - 17 | 21・5・1 | 地特生 |
| 福津居34 | 小規模多機能施設あかり | 福津市津屋崎2丁目7 - 1 | 21・8・1 | 小居・予小居 |

福岡県告示第1346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻生 渡

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|-------------------------|--------------------|--------------|----------|
| 大支16 | あすか介護サービス | 大牟田市一部町73 - 1 | 大牟田市諏訪町3丁目60 | 21・7・1 |
| 大居18 | ヘルパーステーションあすか | 大牟田市一部町73 - 1 | 大牟田市諏訪町3丁目60 | 21・7・1 |
| 飯居236 | ヘルパーステーション大樹 | 飯塚市枝国402 - 7 - 105 | 飯塚市若菜97 - 2 | 21・5・18 |
| 飯居165 | ヘルパーステーションおとひめ指定訪問介護事業所 | 飯塚市弁分611 - 3 | 飯塚市弁分127 - 7 | 20・12・20 |

福岡県告示第1347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻生 渡

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|-------------------|---------|
| 像介薬35 | いの調剤薬局 | 宗像市栄町10 - 1 | 21・7・31 |
| 直支31 | ケアプランセンター豊州 | 直方市大字下境3978 - 207 | 21・7・31 |

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県領収証紙売りさばき人に対する売りさばき手数料の額の算定の基礎となる金額及び率を定める条項の改正であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年8月7日

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年8月28日

福岡県知事 麻 生 渡

| 商号又は名称及び氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 主たる営業所の所在地 | 登録番号及び登録年月日 | 行政処分の年月日及び内容 | 適用条文 |
|---------------------------|------------------------|------------------------------------|---------------------|-------------------------|
| トゥファミリー 時吉 奈美 | 田川郡川崎町大字 池尻897番地の37 | 福岡県知事 (3)第07604号 平成19年10月15日 | 平成21年8月7日 登録取消処分 | 貸金業法第24 条の6の4第 1項 |

正 誤

| 発行年月日 | 公報 番号 | 種類 | 同上 番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | 誤 |
|--------|----------|----|----------|-----|---|---|---|-----|------------|------------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 21・8・7 | 3000 | 告示 | 1275 | 4 | | | 1 | | 平成21年7月24日 | 平成21年3月24日 |